

第7章 資料集

1. 第6期豊能町障害福祉計画・第2期豊能町障害児福祉計画の策定経過

年月日	審議内容等
令和2年 7月9日(木)	第1回 策定委員会 ・委員長、副委員長の選任について ・計画の概要について ・各事業所 障害福祉サービス提供状況等の照会について ・策定スケジュールについて
9月7日(月)～ 9月30日(水)	各事業所 障害福祉サービス提供状況等照会 ・対象 78 事業所 回収 60 事業所
11月25日(水)	第2回 策定委員会 ・各事業所障害福祉サービス提供状況等の照会について ・計画の素案について ・今後の策定スケジュールについて
令和3年 1月22日(金)～ 2月22日(月)	パブリックコメントの実施
3月8日(月)	第3回 策定委員会 ・第6期豊能町障害福祉計画・第2期豊能町障害児福祉計画(案)に係るパブリックコメント結果及び町の考え方について ・第6期豊能町障害福祉計画・第2期豊能町障害児福祉計画(最終案)について

2. 豊能町障害者計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町附属機関に関する条例（平成25年豊能町条例第24号）第2条の規定に基づき、豊能町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務の細目)

第2条 委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 障害児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) その他前3号の計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健、医療又は福祉に関する事業所の代表者
- (4) 公募による町の住民
- (5) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、任命又は委嘱の日から計画の策定又は見直しが完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成29年3月30日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3. 豊能町障害者計画等策定委員会名簿

委嘱機関：令和2年7月9日～令和3年3月31日

所属及び役職等は、委嘱日（令和2年7月9日）時点のものです。

（敬称略、順不同）

氏名	所属	区分
◎梓川 一	東大阪大学介護福祉学科 教授	学識経験を有する者
○小川 定男	一般社団法人池田市医師会 代表	
三澤 由美子	豊能町肢体不自由児者父母の会 代表	障害者団体の代表者
向井 勝	社会福祉法人豊能町社会福祉協議会 会長	保健、医療又は福祉に関する事業所の代表者
福原 俊作	豊能町民生委員児童委員協議会 副会長	
前田 佳則	社会福祉法人北摂信愛園 施設長	
高橋 基樹	社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 福祉相談くすのき 所長	
井口 仁	社会福祉法人豊悠福祉会 祥雲館 総合施設長	
野田 美紗子	社会福祉法人てしま福祉会 理事長	
清水 正樹	社会福祉法人北摂福祉会 地域支援センター第2わとと 管理責任者	
坪井 理絵子	豊能町立たんぽぽの家 施設長	
（欠員）		公募による町の住民
松田 幸久	大阪労働局 池田公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	関係行政機関の職員
金田一 尚元	大阪府池田保健所 参事兼地域保健課長	
福田 和平	大阪府池田子ども家庭センター 育成支援課課長補佐	
上浦 登	豊能町保健福祉部 部長	町職員

（◎委員長、○副委員長）

4. サービス提供状況等照会結果一覧（第2回策定委員会資料より抜粋）

○障害福祉サービス提供状況等照会 結果一覧

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取組み
1	就労継続支援A型	6	19	地域で安心して働き暮らすため、就労支援をはじめとした「人とつながる・関わりあう」をサポートする。	利用登録者が少なく利用実績も少ない生産量が低く作業収入が低迷 利用者の就労に対する意識にばらつきがあり、全体的なモチベーションアップが難しい。	地域とつながる活動を進め、地域で働く暮らしを実現するため、一般就労に結び付け就労支援を行う。	
2	地域活動支援センター、相談事業	12	224	地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談 地域活動を行うことにより、精神障害者の社会復帰並びに社会参加の促進及び地域住民の精神障害者理解の促進を図ることを目的とする。	人員不足、家賃負担		
3	就労継続支援A型	5	24	就労が困難な方に対し、作業の提供、訓練を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。	自社での生産活動事業を行っておらず、請負作業が主となっている。 様々な仕事を引き受けているが、収益の厳しい状況は解消されない。	A型を利用する能力に至っていない利用者が在籍 住み分けを考えると、B型の運営も視野に入れる必要あり。検討中	
4	就労継続支援A型	5	24	自立した日常生活、社会生活ができるよう、利用者を雇用し就労の機会を確保、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	自社製品がなく、生産活動はすべて請負作業、繁忙の差が生じ、提供する仕事に対し十分に作業することができない者も在籍、職員の負担も多い。	利用者の時給を賄える仕事とれていない。継続的に単価が高い内職作業を請け負うこと以外にも考える必要がある。	
5	就労継続支援B型	7	32	障害のある方の自立と社会経済活動への参加を支援する福祉サービスの提供	コロナ等の新しい問題により通所等の支援の利用者へのリモートワーク等の支援のあり方が課題	職業訓練校や就労等、ステップアップされる利用者が増える経験を踏まえ、より多様性を持った支援の方向性が求められていると感じる。	イラストや文章が得意な利用者によるレシジ集作成、自炊の推奨、節約やパランスの良い食事の提案に繋がりコミュニケーションツールともなっている。
6	相談支援事業、委託相談支援事業、基幹相談支援センター	3		相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害者の自立した生活を支援	一人あたりの担当件数が多く、新規が受けられない。 計画相談に追われ、支援が中断している方のフォローやアウトリーチに手が回らない。 経営状態が厳しく独立採算にならない。	相談支援専門員一人ひとりの資質向上、当事者・家族・関係機関からも信頼される相談支援事業所を目指す。	
7	居宅介護他	40	33				
8	就労移行支援、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援	13		障害のある方の就労支援	利用者の安定的な確保、作業活動以外の支援メニューの開発・導入(就労に向けたプログラム、在宅でも可能な支援メニュー)、多様な実習先確保	地域における様々な障害のある方の就労に向けた支援、働き続ける支援、生活相談支援サービスの提供	障害のある方の直接雇用・働く場・機会づくり、障害者就業・生活支援事業、地域啓発活動、他団体の活動・事業サポート

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
9	放課後等 デイサービス、 生活介護	8	8	重症心身障害児・者の日中活動の場 の提供	生活介護の単価が放デイと比較すると 低く、卒業児の受け皿としての役割が限 定される。	生活介護としての機能を高めるべく、放 デイからのスムーズな移行のため、在学 中から学校との連携を深める。	
10	生活介護、 就労継続支 援B型	26	77	中途障害者の生きがいづくり、社会参 加	利用希望者の増加に対応できない 広範囲の送迎による負担継続が困難	中途障害、高次脳機能障害を持つ方へ の支援	高次脳機能障害についての啓発活動
11	就労移行支 援、就労定 着支援	11	41	利用者の自立と社会経済活動への参 加促進	必要な人に施設の情報が届かないこと がある。	必要な人に施設の情報を発信 色々なジャンルの就職先の開拓 地域の方とのつながり強化	
12	施設入所、 生活介護、 短期入所	37	48	重度障害のある方に利用いただき、 安全、安心な生活環境を提供、地域 移行など、より良い生活に向けた取り 組み	重度化、高齢化に伴うハード面の改修 の必要	将来的なグループホーム建設による更 なる地域移行、重度の利用者も安心して 生活できる場としての機能向上	おおさかしあわせネットワークの生活困 窮者レスキュー事業に参画、施設CSW 配置を受託し地域の困窮者支援、相談 対応、生活困窮者就労訓練事業による 困窮者就労の場、福祉避難所登録、居 場所づくり事業
13	共同生活援 助	14	3	地域移行	医療体制への不安(立地的にかかりつ け医が遠い) 家族の高齢化、人員不足	利用者の体調不良時の対応を法人母体 でバックアップを強化 人員不足解消のための求人	
14	生活介護	10	17	指定生活介護の適正な運営、障害者 の意志、人格を尊重し、利用者の立 場に立った適切なサービス提供	農作業で広い空間でストレス軽減に配 慮したサービスを提供、一方で屋外での リスクをいかに少ない職員で支えるか。	ストレスなどからくるパニックが少ない今 の環境を継続	
15	共同生活援 助	12	16	指定共同生活援助の適正な運営、障 害者の意志、人格を尊重した利用者 の立場に立った適切なサービス提供	日中の支援は職員配置が充分であるの に対し、重度の障害のある利用者の夜 間の支援は男女ともに一人しか常駐さ せることができず不安を感じる。	土日などの外出強化支援を月2回実 施、今後も継続	
16	生活介護、 就労継続支 援B型	16		簡易授産所の実現を目指し基金設 立、関係機関の協力により設立	利用者増加により施設が狭くなり、移転 を検討	社会福祉事業の主たる担い手としてふ さわしい事業を確実・効果的・適正に行 うため、経営基盤の強化、サービスの質 の向上、事業経営の透明化確保、地域 福祉の推進	地域福祉に貢献する取り組みとして、地域 の経済的困窮者支援のため、無料また は低額での福祉サービスや、高齢者、 子ども、障害者の居場所づくりを検討で きれば良い。

番号	活動内容	職員数	金庫数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
17	施設入所、 生活介護、 短期入所		54	障害のある方の生活拠点の場として 自立した暮らしを支援する。	利用者・家族の高齢化 医療的ケア	地域との連携の強化、障害者支援を中 心とした地域貢献	CSW配置、福祉避難所
18	生活介護	16	44	日中活動の支援	高齢化による機能低下、体力低下に対 するプログラム強化、職員の意識転換	地域のニーズに対する細やかなサービ スを提供できる仕組みづくり	
19	生活介護	16	23		人材育成、人材確保、困難ケース対応	重度ケースの利用者の自立度を高め、 充実した生活につなげる。	コロナ禍で在宅の日数が増え困ってい る方の受入れ
20	障害者支援 施設	42	41	高齢知的障害者の生活支援	高齢化に伴う医療連携、家族・後見人等 との責任分担	高齢知的障害者支援	
21	就労継続支 援B型	2	13	精神障害により一般就労が難しい方 が作業訓練や地域交流活動を通じて 就労や地域生活での社会参加、社会 復帰ができるよう支援	高齢化により利用者減少傾向	現状維持	
22	共同生活援 助	57		障害のある当事者が当たり前に地域 で暮らし自立を目指す。	利用者の高齢化に伴い、その方が住み やすい平屋のバリアフリーな住宅への 住み替え	高齢化が進む中、介護保険と障害福祉 サービスを併用し、住み慣れたホームで 1日でも長く暮らせるよう支援	現在17住居中5住居で夜間支援、高齢 化に伴い、2住居夜間支援ホーム増加 検討、一方で世話人の確保に苦慮、確 保でき次第実施予定
23	居宅介護、 重度訪問介 護、同行援 護	7	2	利用者、障害児及び障害児の保護者 の意志、人格を尊重し、利用者等の 立場に立ったサービス提供	介護保険と同時に実施するも異なる点 があり考慮しながら実施、今後の資格取 得も課題	住み慣れた町・家で生活の豊かにす る支援	
24	生活介護、 就労継続支 援B型	12	19	障害のある方が日中に通える場とし て設立	利用者数減少、本人・家族の高齢化	安心・安全に通える場が存続できるよう 運営	

番号	活動内容	職員数	委員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
25	生活介護、 就労継続支 援B型	16	36	活動や経験を通じて学び、生活の主 体者として豊かな暮らしを実現し、地 域で暮らし続けることを支援	多様なニーズへの対応、工賃向上への 取組、親亡き後の暮らしの保障	地域共生社会の実現を目指しサービス 拡充、地域住民と支え合う中で地域の 持続可能性を高める。	
26	施設入所、 生活介護、 短期入所		50	社会から取り残されようとする子供た ちを自分たちの力で生産に従事でき、 自信をもって暮らせるように、と授産 所として設立	人材確保、利用者の高齢化・重度化に より現施設の機能での支援の限界、老 朽化による修繕費による圧迫	障害特性に応じた住み分け、支援がで きるよう新館建築を目標 自分たちでできることを考え、地域と共 生する施設を目指す。	
27	総合相談、 計画等作 成、計画相 談、その他	4	96	地域等への貢献	職員一人で受ける相談に限界、一方で、 職員の増員が困難	地域に根差したなくてはならない事業所 を目指す。	地域に開かれた法人・事業所になれる よう一つ一つ目の前のことをやっていく。
28	共同生活援 助	9	5	地域生活を営む利用者に対し、日常 生活の相談、必要に応じた支援を行 い、住み慣れた町で継続して生活を 行えるよう支援	現・女性ホームのため、男性の入所希 望への対応(他市では実質補助がある が豊能町にはない)		コロナ禍の中、地域に出ていく機会の少 ないホーム入所者との外出等、今後ど のようにすれば良いか検討
29	居宅介護、 重度訪問介 護、同行援 護、地域生 活支援	22		利用者、障害児及び障害児の保護者 の意志、人格を尊重し、利用者等の 立場に立ったサービス提供	人材確保が困難、重度利用者に対して 身体介護を提供できる職員がいない。	利用者等が居宅において自立した日常 生活、社会生活を営むことができるよ う、生活全般にわたる援助を適切、効果 的に行う サービスを提供できる人員の確保	
30	共同生活援 助	9	6	自立支援		利用者の能力アップのため、作業所を 設立したい。	
31	施設入所、 生活介護、 就労継続支 援B型、短期 入所	25	52	障害者に対し、意志、人格を尊重し、 利用者等の立場に立ったサービス提 供			
32	訪問介護	11	20	障害のある方の在宅での生活の支援			

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取組み
33	就労移行支援	6	19	自立や就労を目指す人、支援を必要とする方に対する適切な支援、職場定着、自立した職業人を輩出し、国の社会発展に寄与	法人内に重宝する対応スキルがない事業所があり、自立歩行が可能の方のみ受入れ、問題解消に向けて検討中	よりよいサービスを行うため、在宅支援やICT導入などに広く対応できるようにする。	
34	就労継続支援A型	7	6	障害者の方々へオフィス系の就業場所を提供	従来の就労継続支援A型では収益事業受託が困難、採算が厳しかったが、算定特例の特定制度から毎月一定額を受託することで採算面で長期に成長できる事業の構築が可能となる。	特定組合企業への加入を増やし、オフィス系の利用者も増やす予定。農業分野での施設をつくりたい。	将来的にグループホーム検討、農業系の施設も計画しており、関心のある自治体と組み推進予定
35	生活介護、就労継続支援B型	16	54		従業員の確保、新人職員の指導活動内容のマンネリ化	施設外での活動参加、地域活動を通じ交流を深める。	
36	就労移行支援、就労定着支援	7	36	利用者の自立した社会生活のサポート	訓練内容の充実、専門分野へ就労を希望する方のスキルアップサポート		
37	就労継続支援A型	7		利用者が自立した日常生活、社会生活ができるよう、軽作業、事務を提供し効果的に行う。	一般就労へのサポート体制強化、利用者一人ひとりの小まめな声掛け	一般就労した利用者の安定も守ることができる事業所を目指す。	A型事業所であるが、一般就労したいという気持ちがある利用者に対し、企業の面接同行や履歴書の書き方の支援を行う。
38	就労継続支援A型	8	42	利用者が自立した社会生活ができるよう、就労の機会を提供	スタッフの育成	一般企業と繋がりを持ち、特化した就労の機会を提供する事業所の展開	
39	就労継続支援A型	3		パソコン業務に特化した事業所で、パソコン業務を通して様々な業種に対応、従事できる人材の育成を目指す。	パソコン本体のハード面を強化したいが、予算上、思うように設備投資ができない。	入力業務だけでなくクリエイティブな業務を強化。イラスト作成に関わるキャラクターの提案、絵本プロジェクト、グッズ作成、フリーゲーム開発によるゲーム配信、プログラミング開発など	
40	生活介護、就労継続支援B型	30	89				

番号	活動内容	職員数	委員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取組み
41	就労継続支 援A型	4	10	自立と社会復帰を促進し、働く喜びを共有する。	利用者の自立に対する教育、仕事に対する考え方やのぞみ方の教育、仕事に対する責任感の意識付け	販路を増し、成功体験を増す。利用者のスキルアップをしながら専門性をあげる。賃金を上げ、スタッフとして働いてもらう。	
42	就労継続支 援B型	7	13				B型・ホーム・生活介護等 希望に応じて増床、新築検討
43	共同生活援 助	8	12			希望に応じ増床検討	B型・ホーム・生活介護等 希望に応じて増床、新築検討
44	共同生活援 助	31	38	利用者が自立を目指し、地域において日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切に提供する。	人材確保、人材育成	サービスの質の向上	
45	生活介護	19	43	社会福祉サービス事業	施設内が狭いため、広いスペース確保	新規事業所開設	
46	訪問入浴 サービス	10					介護相談
47	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	11	68	自らが希望する未来を自ら創り出すことを目標に、全ての基礎となる、身体、感覚、視覚のバランスを整え、しっかりと土台の上にたくさんの経験という積み木を積み上げていけるよう一人ひとりを見守る。			
48	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス						

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
49	児童発達支援、放課後等デイサービス	7	108	利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導訓練を行う。			
50	放課後等デイサービス	7	60	活動的な放課後を過ごす。			
51	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	27	55	育ちの上で気がかりなことがある就学前の子供たちのために、通園で保育を行うことで、成長・発達を促し、基本的な生活能力を身につけることを目的とする。 児童福祉法に基づき、障害特性に応じた専門的な支援を、身近な地域で提供することを目的とする。	難聴児の通所施設であり数が少ないため、広範囲からの通う方が多く、電車や車での移動に時間を要したり、コロナによる心配もある。 保護者の送迎が必要であり保護者が忙しい場合、安定しての利用が困難	この事業を広範囲で設立できれば、親子とも負担なく通所ができると考える。 小学生が増えているので、預かり型の放デイも検討	補聴器を扱う業者によるオーゾグラムの見方や家庭での扱い方についての講習、色々な進路を選択された子供や保護者との交流会
52	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援	7	74	社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会が設置するサービスの適正な運営の確保のため、必要な人員、運営管理に関する事項を定め、サービスの円滑な管理運営を図るとともに、障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援を提供			
53	保育、機能訓練 他	52	68	障害児の専門療育を行い、発達の支援を行う。			
54	児童発達支援、放課後等デイサービス	10	18	障害児の療育活動や放課後活動を通じて児童の発達を促し、親、家族の就労やレスパイトケア、子育て支援を図る。	手洗・うがい、換気、消毒等のコロナ対策は徹底しているが、狭い空間で密になるリスクがある。 多様な障害のある児童が利用しており、障害に合わせた支援が短い利用時間の中で十分に提供できているとはいえない。	今年度より児童発達支援を開始、未就学児を含め幅広く児童を受入れる。	
55	放課後等デイサービス		10	発達障害等で動作、技能、集団活動への適応などの支援が必要な方に対し、必要に応じた支援を行う。	活動内容の異なる児童が一つの部屋で過ごすことの難しさを感じる。 環境整備、長期休暇時の過ごし方等	午前の空き時間を活用した児童発達支援	

番号	活動内容	職員数	会員数 利用者数	設立目的	課題・問題点	今後の方向性	その他の取り組み
56	児童発達支援、放課後等デイサービス	16	192				
57	放課後等デイサービス	8	31	障害者に対する事業所が少なかった当時、家族に障害があったこと、介護福祉士の資格を有していたことなどから設立	コロナの影響で、県や市の主催する研修に参加できない。	ST、OT、PT等の訓練士を確保し、サービスの質や内容を向上したい。	
58	児童発達支援、放課後等デイサービス	12	83	障害児の生き抜くための力、良質な療育を行う。	広い社屋があれば良い。 もっと受け入れできれば良い。 児童発達支援の児童は3・4年の在籍で、放デイの在籍者ばかりが増える。	より専門性の高い療育を地域で実施したい。	障害児相談支援を開所できれば。現在は放デイで学習支援を中心に実施。LD児（知的に問題のない子）の早期療育発見し、ビジョン、音韻操作等のディスプレイ的な子の学習のやり方とメンタル面を中心に指導
59	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	10	50	前事業所からの継続	保護者面談の時間確保		
60	児童発達支援	7	34	障害児の意志及び障害児の保護者の意志、人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供する。	地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。	障害児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。 障害児、保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援の提供ができるよう努める。	

※ご回答いただきました内容を、趣旨を損なわないように文体を整理した上で記載しています。
※ご回答の記載がなかった項目は空欄にしています。

○サービスの提供実績と今後の計画（60事業所の回答集計）

（単位：人）

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	包括 支援 要な利用者	生活介護	自立訓練（機能 訓練）	自立訓練（生活 訓練）	就労移行支援	就 （A型）継続支援	就 （B型）継続支援	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	地域移行支援	地域定着支援	計画相談支援	児童発達支援	支援型児童発達 支援型児童発達	放課後等デイ サービス	養育所等訪問支 援	発達支援型児童 発達支援型児童	障害児相談支援	移動支援事業	訪問入浴サ一 ス事業	業日中一時支援事 業	ンタ一
町内事業所	定員数				67					37				1	7	49					10		20							
	利用者数	27	0	3		17				36				0	7	0				58	2		30			38				
	内、豊能町の利用者	21	0	3		10				29				0	5	0				17	2		12			30				
	内、医療的ケアが必 要な利用者	3	0	0		0				0				0	2	0				1	0		8			2				
町外事業所	今後の予定定員					67				37				1	7	49					10		20							
	定員数の推移と 増員時期（予定）					→				→				→	→	→					→		→							
	定員数					420				96	142	185	20		22	174	170		20		140	40	144					100	15	50
	利用者数	8	11	1		495				66	191	200	29		180	135	167	0	0	288	212	92	652	8	1	19	4	52	4	98
町外事業所	内、豊能町の利用者	3	0	0		12				7	9	6	1		4	6	7	0	1	63	10	1	13	0	0	0	0	1	0	14
	内、医療的ケアが必 要な利用者	4	5	0		32				0	0	0	0		0	2	5	0	0	3	4	0	20	0	0	1	0	1	0	0
	今後の予定定員					457				96	177	207	20		22	176	170		20		140	40	144					100	15	50
	定員数の推移と 増員時期（予定）					↗ R3			→	↗ R3-4	↗ R3-4	→	→	→	↗ R3	→	→	→	→	→	→	→	→				→	→	→	→
合計	定員数	0	0	0	0	487	0	0	96	142	222	20	0	23	0	181	219	0	20	0	150	40	164	0	0	0	0	100	15	50
	利用者数	35	11	4	0	512	0	0	66	191	236	29	0	180	0	142	167	0	0	346	214	92	682	8	1	57	4	52	4	98
	内、豊能町の利用者	24	0	3	0	22	0	0	7	9	35	1	0	4	0	11	7	0	1	80	12	1	25	0	0	30	0	1	0	14
	内、医療的ケアが必 要な利用者	7	5	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0	0	0	4	4	0	28	0	0	3	0	1	0	0
合計	今後の予定定員	0	0	0	0	524	0	0	96	177	244	20	0	23	0	183	219	0	20	0	150	40	164	0	0	0	0	100	15	50
	定員数の推移と 増員時期（予定）					↗ R3			→	↗ R3-4	↗ R3-4	→	→	→	↗ R3	→	→	→	→	→	→	→	→				→	→	→	→

※ 提供体制はあるが利用実績がない場合は「0」、提供体制がない場合は空白

※ 定員を設定していない場合、定員数・今後の予定定員の欄は空白

※ 短期入所について、「空床型」との回答1件あり

5. 用語説明

【あ行】

- ・医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行う医療的介助行為。医師法上の医療行為と区別され、医療的ケアと呼ばれる。

- ・インクルージョン

福祉や教育の分野等において、障害があることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わり合い、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

【か行】

- ・高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

- ・基幹相談支援センター

障害者総合支援法に基づき設置される、地域における障害者、障害児及びその家族等に対する相談支援の中核的な役割を担う機関。

【さ行】

- ・児童発達支援センター

通所により障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場としての機能に加えて、専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言などを行う地域の中核的な療育支援施設。

- ・自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援するため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療、教育、雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同で設置する。

- ・成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

【た行】

- ・地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

- ・地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の養成・確保、地域の体制づくり）を、1つの機関に集約する多機能拠点整備型、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型等、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

【な行】

- ・難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。

【は行】

- ・発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に釣り合いなない注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

- ・バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、バリアフリーは、障害のある人等が生活するうえで妨げとなる障壁を取り去った状態のことを表す。物理的な障壁だけではなく、人々の意識の問題等も含めて用いられる。

- ・ピアサポート

同じような立場にある人同士が体験を語り合うなどにより互いに支え合う取り組み。

- ・ペアレントメンター

発達障害のある子どもを持つ親であり、同じく子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、自らの経験を活かして相談に応じたり助言を行ったりする者。

【ら行】

- ・療育

1951年に肢体不自由の父といわれる高木憲次が唱えた言葉であり、「療」は医療を「育」は養育または保育を意味し、医学的治療と教育その他の科学を動員して障害児の残存能力や可能性を開発しようという主張であった。児童福祉法では療育の指導等の規定があり、福祉の措置である。障害の早期発見、早期治療によりその障害の治癒または軽減を図ることを目的としている。

第 6 期 豊能町障害福祉計画
第 2 期 豊能町障害児福祉計画

発 行 令和 3 年 3 月
発行者 豊能町 保健福祉部 福祉課
〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の 1
T E L : 072-739-0001 (代表) F A X : 072-739-1980
